

屋久島町婚活イベント開催業務仕様書

1 業務名

屋久島町婚活イベント開催業務

2 目的

未婚化、晩婚化や若年層の町外転出、近年ではコロナ禍による外出機会の減少により男女の出会いの機会が少なくなるなどの様々な要因が重なり、本町の婚姻数が年々減少する中、結婚を望んでいる独身男女に出会いと交流の機会を提供し、本町の婚姻数の増加を図ることを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和6年3月25日(月)

4 業務内容

(1) 企画・運営について

ア 趣旨

参加者が結婚に対して意識を高めるとともに、参加者同士が十分に交流でき、出会いの機会、今後の交際への発展に貢献できるようなプログラムを企画・運営すること。

イ 実施回数

1回

ウ 時期及び開催期間

令和6年2月に開催することとし、2月16日～18日を除く3日間の日程で開催すること。

※町外参加者が2泊3日の行程でイベントに参加できるよう配慮すること。

エ 対象

- ・屋久島町内の方・・・結婚を望む独身者で男女ともに20歳から44歳の者
- ・屋久島町外の方・・・屋久島町に定住する意思があり、結婚を望む女性独身者で20歳から44歳の者

オ 募集人数

- ・屋久島町内（男性 10 名 女性 2 名）
- ・屋久島町外（女性 8 名）

カ 実施場所

屋久島島内

キ 内容等

- ・業務の運営にあたっては、本事業のネーミング、募集、申込、問合せ、開催の周知、イベント開催等、その他本業務に付随する全ての業務を行うこと。
- ・希望者が「参加しやすい」、「参加してみたい」と思える内容を設定すること。
- ・屋久島の魅力を体感しながら男女の交流を図る体験型の婚活イベントとすること。

ク 参加者への事前サポート

イベントでの体験をより良いものとするため、必要なコミュニケーション力やマナー、身だしなみ、イベント当日の不安解消、自身の魅力を十分にアピールできるよう、有用なスキルを身に付けるために参加者に対し事前セミナーを開催すること。（当日イベント前に実施することも可能とする。）

ケ イベントの周知及び募集問い合わせ対応等

イベントの集客に効果的な様々な媒体を活用した広報活動を実施し、参加者の募集、申込受付を行い募集定員の確保に努め、パンフレットやポスター等の印刷物については作成部数、配布先などの内訳を示し、いずれも企画書提案書に具体的な内容を明記すること。

参加者からの問い合わせについては、連絡先（電話や電子メール等）を定め、対応すること。

コ 委託料について

委託料の対象経費は、委託事業に係る一切の費用（参加者の屋久島までの移動費及び宿泊費を含めたイベント企画・運営費、各種使用料、広報費など）とし、飲食費や施設の入場料などは対象としない。

また、備品購入費も原則対象としないため、リースやレンタル対応とするこ

と。

サ 参加費について

参加者からの料金（参加料など）を徴収することとし、金額は委託者と協議のうえ決定し、料金の管理は受託者が行うこと。高額な料金を設定することで本来の目的である事業の執行の妨げにならないよう注意すること。なお、参加料を充当する経費は委託料に含めないもの（飲食費及び施設の入場料など）とし、事業報告書において内訳を示すこと。

シ アンケートの実施

イベント終了後、参加者に対するアンケートを実施すること。内容については事前に町の確認を取ること。

ス 事業報告書の提出

受託者は、業務終了後、事業報告書を1部提出すること。事業報告書には、開催内容、実施日時、実施会場、参加人数、状況報告（イベントの進行状況やマッチング成立数等）、状況写真、アンケート結果、広報等の状況を報告すること。また、要した経費について、委託料部分の対象外経費が含まれていないよう記載し、参加料を徴収する場合の充当経費の内訳を示すこと。

セ その他

- ・業務内容全体において、旅行業法等関係法令を遵守した内容とすること。
- ・イベント実施中は、参加者の安全確保に十分注意し、不測の事態にも対応できる人員体制を整えること。また、参加者を対象としたイベント保険に加入すること。
- ・受託者は委託者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで業務を実施すること。
- ・いわゆるサクラ（偽物の参加者）や既婚者が参加するなど、事業本来の趣旨を損なわないよう厳正な運営を行うこと。
- ・イベント開催時には、公的証明書等により参加者の本人確認を行うこと。
- ・必要に応じて、感染症対策の感染防止対策を行うこと。
- ・イベント参加者からの相談は真摯に対応すること。
- ・イベント後につきまとい等迷惑行為が起きないように対策を講じること。

5 受託者の責務

- (1) 受託者は常に善良なる管理者の注意義務をもって業務を遂行すること。
- (2) 受託者は本業務の遂行にあたり、委託者及び第三者に損害を与えたときは、

損害賠償の責を負うこと。ただし、その損害のうち、委託者の責めに帰すべき事由により生じたものは、発注者の責任とする。

6 委託料の支払い

委託料は一括払いとし、受託者は事業報告書を提出し、検収に合格後、委託料を請求すること。委託者は、当該請求を受領後 30 日以内に支払いを行うものとする。

7 個人情報保護、秘密の保持

受託者は、本業務を遂行する上で知り得た情報又は秘密について、委託者の承諾を得ることなく第三者に漏らし、又は業務以外の目的に使用してはならない。

契約期間が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。

8 留意事項

- (1) 性的指向・性自認の多様性や、多様な家庭形態等があることなどに配慮すること。
- (2) 性別役割分担意識等の特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることがないように注意すること。
- (3) 本仕様書に明記されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、双方協議の上、誠意をもって対応するものとする。
- (4) 本業務に係る内容は、委託者と受託者との調整の中で変更する場合がある。それに伴う仕様の変更等については、協議の上で決定することとする。
- (5) 受託者は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）その他労働関係法規を遵守するとともに、従事労働者に係る適正な雇用条件の確保に努めること。
- (6) 募集人数に満たないなど、実績報告書に添付された収支精算書と見積内訳に明らかな乖離がある場合は、委託料の減額があることに留意すること。